

教員養成セミナー12月号  
動画講義

12カ月完成  
教職・一般教養  
トレーニングブック

◆第3回◆教育原理  
特別支援教育・人権教育

講師：大西 圭介

# テーマ1

## 特別支援教育

## 1 特別支援教育の理念 (秋田県 2018年)

次の文は、「特別支援教育の推進について(通知)」(2007年4月 文部科学省)の中の特別支援教育の理念に関する記述である。下線部①～⑤のうち、正しいものを3つ選べ。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の①実態を把握し、その持てる力を高め、②生活や学習上の困難を③解決するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない④発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する⑤全ての学校において実施されるものである。

◆解答 ② ④ ⑤

## テーマ1

# 特別支援教育の推進について

## 特別支援教育とは

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の**教育的ニーズ**を把握し、その持てる力を高め、**生活や学習上の困難を改善又は克服**するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

## テーマ1

# 特別支援教育の推進について

## 特別支援教育とは

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

## 2 特別支援教育の移り変わり (群馬県 2018年)

次の表は、近年の特別支援教育をめぐる動きと国の動向をまとめたものである。関連する説明として、正しいものの組み合わせを選べ。

	特別支援教育をめぐる動き	国の動向
平成19年	学校教育法の一部改正 ・「特殊教育」から「特別支援教育」への転換	
平成23年		障害者基本法の一部改正 ・障害者の定義の拡大, 合理的配慮概念の導入
平成24年	中教審報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」	
平成25年	学校教育法の一部改正 ・就学先決定の仕組み変更	
平成26年		障害者権利条約の批准
平成28年	中教審答申「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」	障害者差別解消法施行 発達障害者支援法の一部改正 障害者雇用促進法の一部改正
平成29年	特別支援学校小学部・中学部学習指導要領改訂	

ア 「特殊教育」から「特別支援教育」に転換したことで、対象とする子どもは特別支援学校に通う子どもに限定されるようになり、より専門的な教育が提供されるようになった。

イ 平成24年の中教審報告及び平成25年の学校教育法の一部改正によって、就学先決定の

仕組みが変わり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することになった。

ウ 平成28年の中教審答申では、次期学習指導要領において、特別支援教育に関する教育課程の枠組みを、全ての教職員が理解できるよう、通級による指導や特別支援学級における教育課程編成の基本的な考え方をわかりやすく示していくことが求められた。

エ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程において、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成するには、特別支援学級に在籍していることが条件となっている。

オ 現在の特別支援教育をめぐる動きは、国が障害者権利条約に批准したことや、それに伴う国内法の整備の影響が大きいだが、指導を行う上では関係ない。

- (1) アとオ (2) アとエ (3) イとウ (4) イとオ (5) ウとエ

◆解答 (3)

## テーマ1

# 特別支援教育の推進について

## 特別支援教育とは

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」2007年4月1日)

## テーマ1

# 就学相談・就学先決定の在り方について

就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、**本人の教育的ニーズ**、**本人・保護者の意見**、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた**総合的な観点から就学先を決定する**仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には**市町村教育委員会が決定する**ことが適当である。

(中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」 2012年7月23日)



# テーマ1

- ウ 平成28年の中教審答申では、次期学習指導要領において、特別支援教育に関する教育課程の枠組みを、全ての教職員が理解できるよう、通級による指導や特別支援学級における教育課程編成の基本的な考え方をわかりやすく示していくことが求められた。
- エ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程において、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成するには、特別支援学級に在籍していることが条件となっている。
- オ 現在の特別支援教育をめぐる動きは、国が障害者権利条約に批准したことや、それに伴う国内法の整備の影響が大きいですが、指導を行う上では関係ない。
- (1) アとオ (2) アとエ (3) イとウ (4) イとオ (5) ウとエ

◆解答 (3)

## 3 発達障害 (青森県 2018年)

次の各文は、文部科学省が示す「主な発達障害の定義」である。( )に入る適語を選べ。

- (ア)とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である(イ)のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
- (ウ)とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。(ウ)は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。
- (エ)とは、年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
- (オ)とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、(イ)の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、(ア)や(オ)は(カ)に分類されるものである。

- (1)言語障害 (2)アスペルガー症候群 (3)高機能自閉症 (4)協調障害  
(5)広汎性発達障害 (6)自閉症 (7)ICD-10 (8)精神遅滞 (9)学習障害  
(10) ADHD

◆解答 ア-(3) イ-(6) ウ-(9) エ-(10) オ-(2) カ-(5)

# テーマ5

## 発達障害の定義（文部科学省）

区分	障害の程度
自閉症	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
高機能自閉症	3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
学習障害（LD）	基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。
注意欠陥多動性障害（ADHD）	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
アスペルガー症候群	知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類される。

## テーマ2

# 人権教育

## 1 人権 (名古屋市 2018年)

次の各文は、人権に関わる法律・通知等の一部である。( )に入る適語を選べ。

- (1) 人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、( ① )な感覚である。

【「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕】

- (2) 性同一性障害に係る児童生徒や「( ② )」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「( ② )」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄(やゆ)したりしないこと等が考えられること。

【「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について】

- (3) この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、( ③ )の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

【「部落差別の解消の推進に関する法律」(第一条)】

- (4) この法律において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを( ④ )する不当な差別的言動をいう。

【「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(第二条)】

ア 煽動	イ 相談体制	ウ 価値志向的	エ 啓発
オ 肯定的	カ LGBT	キ 個々の配慮	ク 性的マイノリティ

◆解答 ①-ウ ②-ク ③-イ ④-ア

# 人権教育の指導方法等の在り方について

## 人権とは

人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義され、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」とであると説明されるものである。

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕2008年

# 人権教育の指導方法等の在り方について

## 人権感覚とは

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、**価値志向的な**感覚である。

# 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、 児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について

性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれる。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄したりしないこと等が考えられる。



# 部落差別の解消の推進に関する法律

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、**相談体制**の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

## 2 性同一性障害（福井県 2018年）

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（2016年4月 文部科学省）に記載されている内容として誤っているものを選び。

- (1) 性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識（性自認）が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされ、また「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たっては混同しないことが大切である。
- (2) 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせない。
- (3) 学校は、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合、当該児童生徒の日常の言動や訴えの内容から性同一性障害なのか、また、その他の傾向があるのかを総合的に判断した上で、必ず医療機関と連携して行う。
- (4) 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられる。
- (5) ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり、揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられる。

◆解答 (3)

# 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、 児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について

教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り**秘匿**しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

(中略)

他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る**児童生徒本人**やその保護者が判断することでもある。したがって、児童生徒やその保護者が受診を**希望しない場合は、その判断を尊重**しつつ、学校としては具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられる。

### 3 情報モラル (鳥根県 2018年)

次の各文は、情報モラル教育において、児童生徒がインターネットを安全に活用するために理解しておくべきことについて述べたものである。誤っているものを選べ。

- (1) インターネット上での書き込みは、基本的には全世界に公開、あるいは公開される可能性がある。
- (2) インターネットは匿名性が高く、通信履歴などの記録が残ることはない。
- (3) インターネット上には誰でも情報を発信できるので、信用できない情報もある。
- (4) 情報をやりとりする費用は発信者だけではなく、受信者も負担しなければならない。
- (5) 接続しただけで自分のコンピュータに侵入されたり、情報を取り出されたりするような危険なページが存在する。

◆解答 (2)

# 情報モラル教育について

インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、**どこかに記録が残り完全に消し去ることはできない**といった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要である。